

答 申 第 563 号

第 1 審議会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が行った、第 2 に掲げる審査請求（以下「本件審査請求」という。）の対象となる保有個人情報について、存否を明らかにしないで非開示とした決定は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 令和 4 年 3 月 25 日、審査請求人は、名古屋市個人情報保護条例（平成 17 年名古屋市条例第 26 号。以下「旧条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

〇〇区役所民生子ども課保護係において管理する、名古屋市〇〇区〇〇〇×-×××〇〇〇〇×××号室に関する、請求者本人を賃貸人、賃借人を A とする賃貸借契約に基づく賃貸借契約書。（以下「本件契約書」という。）

（なお、当該賃貸借契約書の全部が開示できない場合であっても、当該賃貸借契約について、①その成立日②賃貸借期間③更新に関する条項④解約に関する条項⑤解除に関する条項⑥原状回復に関する条項。）

2 同年 4 月 8 日、実施機関は、本件開示請求に対して、本件開示請求の対象となる保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、次の非開示情報を明らかにすることになるため、旧条例第 22 条に該当するとして、存否応答拒否による非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

旧条例第 20 条第 1 項第 3 号に該当

本件個人情報には、開示請求者以外の氏名が含まれており、それを開示することにより、当該開示請求者以外の正当な権利利益を害するおそれがあるため。

3 同年 6 月 6 日、審査請求人は代理人を通じ、本件処分を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

令和 4 年 4 月 8 日付〇〇〇第〇号をもって、実施機関が審査請求人に対して行った本件処分を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件契約書が非開示情報に該当しないこと

ア 旧条例第22条に該当しないこと

実施機関は、本件契約書が旧条例第22条（存否応答拒否）に該当し、当該保有個人情報の存否を明らかにすることが、審査請求人以外の氏名を開示することとなるため非開示とするとの判断を行っている。

しかし、本件契約書は、審査請求人を賃貸人とする賃貸借契約書であり、本件契約書に記載される賃借人の氏名、住所、連絡先等の個人特定に関する情報については、既に賃借人本人であるAから審査請求人に対して開示済みの情報である。また、賃借人は現在も本件物件×××号室に居住を続けており、審査請求人においても賃借人の氏名、住所を知っていることは変わらない状況にある。加えて、当該賃貸借契約の家賃の支払いにあたっては、賃借人であるAが生活保護受給者であることから、生活保護費からの支払いがなされており、このことは賃貸人である審査請求人においては当然に知っている事情であり、区役所担当者の氏名及び連絡先も把握している。

したがって、本件契約書を賃貸人である審査請求人に開示したとしても、審査請求人が把握していない新たな第三者の氏名、住所等が開示されることにはならず、本件契約書の存否を回答しても第三者の権利・利益が侵害されるおそれは一切ない。

イ 旧条例第20条第1項第3号に該当しないこと

実施機関は、「本件個人情報には、開示請求者以外の氏名が含まれており、それを開示することにより、当該開示請求者以外の者の正当な利益を害するおそれがある」として、旧条例第20条第1項第3号に該当すると判断している。しかし、前述のように、審査請求人が開示請求を行ったのは、自らが賃貸人となる賃貸借契約書であり、賃借人をはじめとする本件契約書に記載される者の氏名については、既に本人らから開示をされている。

したがって、本件契約書に記載される審査請求人以外の第三者の氏名が明らかにされたとしても、それにより当該第三者の権利・利益が侵害されるおそれは一切ない。

(2) 一部開示が可能であること

仮に、審査請求人が開示を求めた本件契約書に非開示情報が記載されている場合であっても、本件契約書のうち該当部分のみを非開示とすれば足

り、賃貸借契約の成立日、賃貸借期間、更新・解除・解約に関する条項及び原状回復に関する条項については、それを明らかにしても本件契約書に記載されるAの権利・利益を侵害するおそれは一切ない。また、非開示部分（氏名）とそれ以外の部分は容易に区別可能である上、審査請求人としては、賃借人の氏名の開示を求めて開示請求を行ったのではなく、自身が賃貸人となる賃貸借契約の条項を確認するために請求を行っており、一部開示がなされた場合であっても、請求の趣旨が損なわれることはない。

したがって、仮に本件契約書に非開示情報が記載されている場合であっても、一部開示の方法による開示が相当であり、実施機関による本件処分は理由がないといえる。

第4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

- 1 実施機関が生活保護申請を受理する際、保護申請書をはじめとした各種申請書や保護決定の根拠となる資料を取得し、要保護者の要保護性、生活状況等を把握するための調査を行い、保護の決定を行う。
- 2 本件開示請求は、「〇〇区役所民生子ども課保護係において管理する」と開示請求書の記載にあるように、請求に係る個人情報を実施機関に存することを前提に、特定の者の氏名、住所を名指しして、開示請求が行われていることが認められる。
- 3 したがって、本件開示請求に対して、開示決定等を行った場合には、本件開示請求にかかる文書が存在すること、すなわち特定個人に関する生活保護の申請があり、又は特定個人が生活保護を受給していたという事実を開示することになる。また、不存在による非開示決定を行えば本件審査請求に係る文書が存在しないこと、すなわち特定個人に関する生活保護の申請がなく、及び特定個人が生活保護を受給していなかったという事実を開示することになる。
- 4 特定個人に関する生活保護の申請の有無又は特定個人が生活保護を受給していた、若しくは受給していなかったという情報は、プライバシーに関わるものであり、一般的な感覚を基準として考えると開示してほしくないことに正当な理由があると認められる事柄である。
- 5 旧条例第18条に定める開示請求権は、何人に対しても等しく開示請求権を保障するものであり、開示請求者の個別的事情によって当該行政文書の開示・非開示の結論に影響を及ぼすものではない。

- 6 一部開示をして本件契約書の存否そのものを明らかにすることが、非開示情報を開示することになり、旧条例第22条における「当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなる時」に該当する。

第 5 審議会の判断

1 争点

実施機関が、存否応答拒否による非開示決定を行ったことが妥当か否かが争点となっている。

2 答申に当たっての適用条例について

名古屋市個人情報保護条例（令和 4年名古屋市条例第56号。以下「新条例」という。）が令和 5年 4月 1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審議会は、新条例附則第 2条第 2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。

3 旧条例の趣旨等

旧条例の目的は、第 1条に規定しているように市民の基本的人権の保護及び市政の適正かつ円滑な運営の確保に寄与しようとするものである。そして、このような目的を達成するためには、市が保有する自己の個人情報は、開示が原則とされている。

しかし、開示請求の対象となる個人情報の中には、法令又は条例の規定で本人に開示をすることができないと明示している情報や、社会通念上本人に開示をすべきでないもの、開示をすることにより他者の正当な権利利益を侵害したり、あるいは行政の公正又は円滑な運営が阻害されたりするものなど、本人に対してであっても、例外的に非開示とせざるを得ないものがある。

このため、立法者は、旧条例の制定に際し、制度の趣旨及び個人情報の開示の原則を定めるとともに、なお、例外的に非開示とせざるを得ない情報があると判断し、これを旧条例第20条第 1項各号において非開示情報として具体的に類型化している。

この例外的な非開示情報については、個人情報開示の原則に照らし、できる限り制限的に解すべきであるが、個人情報の開示を請求する権利は、プライバシーの権利の保障の観点から、旧条例によって具体的に認められたものであることに鑑み、開示か非開示かは、旧条例の条文を解釈して判断すれば足りる。

したがって、審議会における具体的事案の審理に際しては、旧条例第20条第 1項各号に該当するか否かが、旧条文の文言、趣旨及び目的に照らして判断されるべきものである。

4 生活保護に係る事務について

名古屋市では、生活保護に係る申請又は通報があると、社会福祉事務所長が、生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づき申請又は通報の内容及び世帯の要保護性について、本人の申立てや第三者の意見を聴取するとともに、実態を把握するための調査を行い、生活保護の要否の決定を行う。

実施機関の説明によると、生活保護の要否の決定を行う際は、申請者から保護申請書をはじめとした各種申請書や保護決定の根拠となる資料を取得する。賃貸借契約書は、当該資料として、申請時に取得し、保護の開始決定以降は、住宅扶助の認定のため、実施機関において保管される。

5 本件存否情報について

〇〇区役所民生子ども課保護係が、本件契約書を保有する場合には、本件契約書は審査請求人が開示を求めている保有個人情報に該当する。

そして、本件契約書の存否を明らかにすることは、Aの生活保護の申請又は受給の事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにするものであると認められる。

6 旧条例第22条該当性について

(1) 開示請求に対しては、当該開示請求の対象となる保有個人情報の存否を明らかにした上で開示決定等を行うことが原則であるが、本条は、その例外として、対象となる保有個人情報の存否を明らかにするだけで、旧条例第20条に規定する非開示情報を開示することとなる場合には、保有個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否できることを定めている。

当審議会は、本条が濫用され、存否応答拒否による非開示決定が多用されると、原則開示の旧条例の趣旨に反することになるため、本件事案の審理に当たっては、本条の適用は厳格に行うべきであるという考えに立って審議した。

(2) 実施機関は、本件契約書が存在するか否かを答えるだけで、旧条例第20条第1項第3号の非開示情報を開示することになるとして、存否応答拒否による非開示決定を行ったものである。

したがって、本件存否情報が、同号に規定する非開示情報に該当するか否かについて判断する。

ア 本号は、開示請求者以外の者の個人に関する情報にあっては、開示することにより、当該開示請求者以外の者の正当な権利利益を侵害するおそれがあるときは、当該開示請求者以外の者の正当な権利利益を保護するため、非開示とすることを定めたものである。

イ 本件存否情報は、Aの生活保護の申請又は受給の事実の有無というAの個人に関する情報であり、開示請求者以外の者の個人情報に該当する。

ウ 次に、本件存否情報を開示することにより、Aの正当な権利利益を侵害するおそれがあるか否かについて判断する。

エ 仮に、実施機関において本件契約書の存在を認めた上で、開示の適否を判断した場合、本件契約書の存在そのものから、Aの生活保護の申請又は受給の事実の有無が明らかとなる。特定の個人の生活保護の申請又は受給の事実は、通常他人に知られたくない情報であり、Aの正当な権利利益を侵害するおそれがあると認められる。

オ 以上のことから、本件契約書が存在するか否かを答えるだけで、旧条例第20条第1項第3号の非開示情報を開示することになると認められる。

7 審査請求人の主張について

審査請求人は、本件契約書に記載される賃借人の氏名、住所及び連絡先等並びに生活保護の受給の事実の有無は、審査請求人にとって開示済みの情報であり、開示することにより審査請求人が把握していない新たな第三者の氏名、住所等が開示されることにはならず、本件契約書の存否を回答しても第三者の権利・利益が侵害されるおそれは一切ないと主張している。しかし、存否応答拒否による非開示決定については、当該文書の性質や当該保有個人情報の内容に応じて検討されるべきものであり、本件開示請求者の私的知見の有無がその結論に影響を及ぼすものではない。

8 上記のことから、「第1 審議会の結論」のように判断する。

第6 審議会の処理経過

年 月 日	内 容
令和 4年 7月12日	本件審査請求に係る諮問書の受理
8月15日	本件審査請求に係る弁明書の受理
9月15日	弁明書に対する反論があるときは反論意見書の提出を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知

令和 6年 3月15日 (令和 5年度第12回)	調査審議
4月19日 (令和 6年度第 1回)	調査審議
5月17日 (令和 6年度第 2回)	調査審議
5月31日	答申